

## SGEC 規準文書4 付属書2

### マルチサイト組織(生産者グループ)参加可能限度額の修正について

#### 2.5 b)

現行規定 年間売り上げの総額が 10 億円を超えない

#### 変更規定

現行規定 年間売り上げの総額が 1,000 万ユーロ(審査前年度決算確定日の日銀外国為替市況(日時)小数点以下切り下げ)を超えない

#### 変更理由

最近の円のユーロに対する為替レートの変化により、SGEC 認証マルチサイト(生産者グループ)参加企業の要件が PEFC マルチサイト(生産者グループ)参加企業に比べ、実態的に著しく不利となっており、SGEC 認証と PEFC 認証の公平性を維持する観点からの変更  
なお、本変更は、PEFC の関連 ST の規準の枠内であるので、PEFC の承認を必要とするものではない。

#### *PEFC ST 2002:2020 の規定*

*b) 年間売り上げの総額が 1,000 万ユーロまたはその同額を超えない*

#### 改正方式

本変更は技術的な規格の内容の変更を伴うものではないことから「編集上の変更」で対応

#### *規準文書2 規格の制定*

##### *3.2 編集上の変更*

*技術的な規格の内容の変更を伴わない制度(規格文書)の変更*

*注意書:本項には、明瞭化、指針、文法上の変更を含む。*